

授業科目名	担保物権法	※選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	民法／担保物権法を学ぶ		担当者	清水 幸雄		
講義概要	<p>【概要】 民法295条～398条の22を学ぶ</p> <p>【到達目標】 地方公務員（市町村）採用試験合格レベルの物権法の理解</p>					
履修条件	「民法総則」（「民法概論」ではない）及び「物権法」を履修し単位を取得していること。					
教科書・参考書	<p>【教科書】 特に指定しません。最低限のものはプリントを配布します。</p> <p>【参考書】 特に指定しません。各自の目標に応じて選んでください。</p>					
授業回数	内容					
1	担保物権法の概要（1）					
2	担保物権法の概要（2）					
3	法定担保—留置権					
4	法定担保—先取特権					
5	約定担保—質権					
6	約定担保—抵当権の内容					
7	抵当権の譲渡					
8	抵当権の処分					
9	抵当権の消滅請求					
10	法定地上権					
11	共同抵当					
12	根底当権（1）					
13	根底当権（2）					
14	所有権移転型担保—譲渡担保					
15	まとめ					
評価方法	択一式試験（地方公務員（市町村）採用試験レベル）					
評価基準	上記択一式試験での結果、80点以上であれば「A」、79～70点は「B」、69～60点は「C」、59～40点は「D」、39～0点は「E」評価とします。					
その他	出席点はありません。学期末試験が全てです。 ※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目					